

3月11日に発生した震災の被災者のみなさまに対する
「災害復興支援融資」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：西堀 利）は、3月14日より被害を受けられた法人のみなさまの災害復興に少しでも役立てていただくために、下記のとおり災害復興支援融資の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

	被災法人向け災害復興支援融資
対象先	3月11日に発生した震災により、本社・事業所・営業所・工場等の建物、機械器具等事業用設備や商品等に被害を被った事業法人 〔原則、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕
借入金額	最大30百万円
借入期間	最長5年（元金均等返済、1年据置可能）
適用金利	当行所定の適用金利より優遇
取扱期間	（申込受付期間）2011年3月14日（月）～2011年9月30日（金）
取扱店	全店

当行所定の審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、適用金利の引き下げ幅は個別の審査により確定いたします。

当行では、全国の支店に対応を指示し受付体制を整えておりますので、本商品へのお申し込み、商品内容等詳細につきましては、当行の最寄りの支店へご照会ください。

以上